

三浦市社会福祉協議会防災基本計画

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

令和4年2月16日

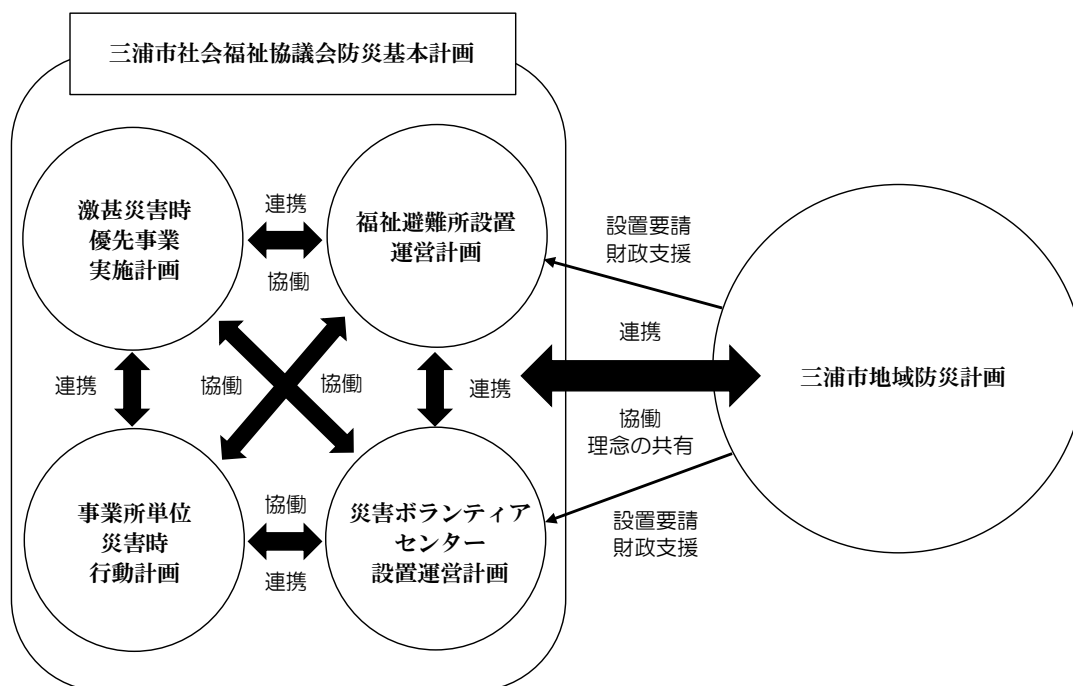
目 次

はじめに	3
三浦市社会福祉協議会の防災対策施設の立地	4
法人施設共有点検項目	5
被害想定と防災情報	7
災害時における三浦市社会福祉協議会の役割	9
災対本部立ち上げに関する班の編成	11
災害時初動体制	12
業務の優先度	14
総務班の業務	15
福祉避難所準備班の業務	16
災害ボランティアセンター準備班	17
利用者支援班の業務	18
災害時における優先事業	18
おわりに	18

はじめに

当法人では、たとえ激甚災害に遭遇したとしても必要最低限の事業を継続するとともに、三浦市と協力して災害ボランティアセンターを設置・運営しなければならない。また、自己所有する他方の施設は障害児者に特化した「福祉避難所」として開設する義務を負っている。

本計画は、円滑に地域の復興に対し貢献できるよう、激甚災害時における当法人の役割・体制・組織・所掌事項等を定めるものである。



上図のとおり、当法人では、4つの計画とこれを包含する基本計画によって防災対策を講じることにした。

各計画の位置づけは、以下の通りである。

(1) 三浦市社会福祉協議会防災基本計画

次項(2)～(5)を構成要素とし、激甚災害への備え、災害発生後から社協災対本部の設置・始動までの基本的な考え方を職員に示し、災害に備える計画。

(2) 災害ボランティアセンター設置運営計画

三浦市に要請に基づいて開設する「災害ボランティアセンター」の設置・運営について定めた計画。

(3) 福祉避難所設置運営計画

三浦市の設置要請に応じて開設する「福祉避難所」の設置・運営について定めた計画。

(4) 事業所単位災害時行動計画

当法人が実施する各事業所単位での自主消防活動や避難など災害対策行動のあり様を定めた計画。

(5) 激甚災害時優先事業実施計画

発災後、当法人災対本部における体制や運営、どのように事業を継続するかなどの方策を定め、職員それぞれの役割を明確にする計画。

三浦市社会福祉協議会の防災対策施設の立地



自己所有・賃借併せて当法人では3つの施設を管理・運営している。

いずれの施設も三浦市の中央部に位置し、「安心館」を起点として徒歩で 20 分圏内に立地している。

法人施設共有点検項目

安心館	暖館	どんだん！デイサービスセンター
1 停電に備えた点検		
非常用自家発電機が有る場合 ●燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24 時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。 ●定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。	非常用自家発電機が無い場合 ●医療的配慮が必要な利用者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。 ●医療的配慮が必要な利用者がある場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。	—
電灯（照明）関係 ●照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。	電灯（照明）関係 ●照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。	電灯（照明）関係 ●照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。
防寒関係 ●石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。	防寒関係 ●石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。	防寒関係 ●石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。
介護機器・器具関係 ●介護・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。	介護機器・器具関係 ●介護・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。	介護機器・器具関係 ●介護・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
2 断水に備えた点検		
生活用水関係 ●近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。 ※節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。 ※入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。	生活用水関係 ●近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。 ※節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。 ※入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。	—
飲料水関係 ●飲料水の備蓄をしているか。 ※災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必	飲料水関係 ●飲料水の備蓄をしているか。 ※災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必	飲料水関係 ●飲料水の備蓄をしているか。 ※災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必

要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。	要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。	要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。
汚水・下水関係 ●携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。	汚水・下水関係 ●携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。	汚水・下水関係 ●携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。
3 ガスが止まった場合に備えた点検		
●カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。 ※比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。 ●調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄しているか。	●カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。 ※比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。 ●調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄しているか。	—
4 通信が止まった場合に備えた点検		
●通信手段のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保しているか。 ●複数の通信手段(携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー)を確保しているか。 ※緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。	●通信手段のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保しているか。 ●複数の通信手段(携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー)を確保しているか。 ※緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。	●通信手段のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保しているか。 ●複数の通信手段(携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー)を確保しているか。 ※緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。
5. 物資の備蓄状況の点検		
●食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。 ●食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか(飲料水等は再掲)。 ※消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。 ※利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。 ※備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。	●食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。 ●食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか(飲料水等は再掲)。 ※消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。 ※利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。 ※備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。	—
6 その他留意事項		
●点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立つて行うこと。 ●上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等にお		

いて点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

- 上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- 上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該 BCP を踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- 災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成 30 年 5 月 31 日付、社援発 0531 第 1 号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

被害想定と防災情報

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する三浦市地域防災計画のうち、地震災害対策に関する計画として三浦市防災会議が定めた「三浦市地域防災計画」に準拠する。ゆえに、「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「神奈川県西部地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」及び「大正型関東地震」について、それぞれ神奈川県が実施した地震被害想定調査の結果を踏まえ、これらを三浦市同様の想定地震と位置付けることにする。

(1)被害想定

想 定 地 震	内 容	震度・津波	被害
都心南部直下型地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が首都直下地震対策特別推進法（平成 25 年法律第 88 号）の首都直下地震緊急対策区域に指定される。	市内の全域において震度 5 強から 6 弱の揺れが予測されます。	720 棟が全半壊し、負傷者 140 人と想定されます。
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震。	市内の全域において震度 5 強から 6 弱の揺れで、最大で 1 m～3 m の津波が予測されます。	520 棟が全半壊し、負傷者 110 人と想定されます。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とする地震。	市内の全域において震度 4 から 5 弱の揺れで、最大で 3 m～5 m の津波が予測されます。	490 棟が全半壊し、死者 150 人、負傷者 70 人と想定されます。
東海地震	駿河トラフを震源域とする地震。県の地域防災計画において地震の事前対策について位置づけられている。	市内の全域において震度 4 から 5 弱の揺れで、最大で 3 m～5 m の津波が予測されます。	1,650 棟が全半壊し、死者 20 人、負傷者 20 人と想定されます。
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とする地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラ	市内の全域において震度 4 から 5 弱の揺れで、最大で 3 m	1,970 棟が全半壊し、死者 60 人、負傷者 20

	スの地震であり、本市を含む県内の一部の市町村が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。 なお、地震の規模が大きく、長周期地振動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。	～5mの津波が予測されます。	人と想定されます
大正型関東地震	相模トラフを震源域とする地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。	市内の全域において震度 6 弱から 6 強の揺れで、最大で 5 m～10mの津波が予測されます。	8,650 棟が全半壊し、410 棟が火災により焼失、死者 2,470 人、負傷者 190 人と想定されます。

三浦市地域防災計画より

(2)防災情報

三浦市	▼防災情報ポータルサイト http://www.city.miura.kanagawa.jp/kikikanri/bousai_index.html ▼防災緊急情報 http://www.city.miura.kanagawa.jp/kikikanri/portal_site/from_kurashi_no_annai/emergency_information.html ▼三浦市津波ハザードマップ http://www.city.miura.kanagawa.jp/kikikanri/tunami1.html ▼防災情報メールサービスについて http://www.city.miura.kanagawa.jp/kikikanri/bousai_mail_service.html ▼三浦市防災 Twitter https://twitter.com/miura_bousai
神奈川県	▼神奈川県災害情報ポータル https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/ ▼災害ボランティア情報 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/saigai/index.html ▼通行規制情報 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4w/cnt/f52/p200000.html
内閣府	▼防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/
三浦市 社会福祉協議会	特設ページの開設を検討中

災害時における三浦市社会福祉協議会の役割

（１）社協災害対本部の設置・運営

激甚災害が発生し、災害対応などの業務が解消されるまでの間、三浦市社会福祉協議会災害対策本部を法人内に設置する。災害対策本部は、業務環境の復旧、事業の中止・継続の判断、情報の収集・発信、利用者の安否確認など、総合的な対応に関しこれを所掌し、当法人が運営する災害ボランティアセンター及び福祉避難所の運営に関しても指揮・命令権を有する。

なお、社協災害対本部の設置場所は、安心館（１次設定地）とする。１次設定地が使用できない状況においては、どんどん！デイサービスセンターがこれを代替する（２次設定地）。

※被害が小規模である場合、社協災害対本部を立ち上げず、通常の業務範囲で支援活動を行う場合もある。

（２）災害ボランティアセンターの運営支援

当法人では、三浦市と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」を締結しており、この協定に基づき、三浦市の求めに応じて災害ボランティアセンターを設置・運営することになっている。災害ボランティアセンターの運営の詳細は、災害ボランティアセンター設置運営計画に基づく。

（３）福祉避難所の運営支援

当法人では、三浦市と「災福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結しており、この協定に基づき、三浦市の求めに応じて福祉避難所を設置・運営することになっている。福祉避難所の運営の詳細は、福祉避難所設置運営計画に基づく。

（４）非常時の優先業務

①優先しておこなう業務

利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務は縮小または休止する。

相談事業、就労継続支援Ｂ型事業は原則中止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

法人内の施設間で連携して災害時優先業務に必要な人員、事業所、資機材等の確保、配分にあたる。

②地域への協力

当法人の近隣住民や事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援活動を実施する。

③行政との協力

三浦市の要請に応じて福祉避難所を設置した場合は、可能な範囲でその機能を果たすための支援活動を実施する。

三浦市の要請に応じて外部からのボランティアを受け入れるための体制（災害ボランティアセンターの設置・運営）を早期に構築する。

なお、災害発生時の優先業務は、被災後の状況により異なる。被災下において、求められる事業を見極め、各事業の休止、継続、再開の仕分けを行う。

被災後における業務の優先度を決定する際の判断基準は下記のとおり。

【業務の優先度の判断基準】

優先度		業務中断期間による影響の程度
最優先業務	S	○災害発生後直ちに行う。 安全確保後、直ちに取り掛からなければ、職員・利用者・関係者の生命、財産に関わる業務（安否・所在確認、二次被害防止措置、救命活動、権利擁護事業、小規模多機能型居宅介護事業等における訪問介護事業等）
非常時 優先業務	A	○災害が発生したその日の内に（24時間以内）行う。 直ちに再開しなければ、当法人災害対策本部の活動、災害ボランティアセンター・福祉避難所の運営支援等に重大な影響が及ぶ業務（インフラの復旧、情報収集・発信等）
	B	○災害が発生してから3日以内に行う。 社協災害対策本部業務と並行して、社協組織及び市民の日常生活復旧のために実施すべき事業（災害ボランティアセンター・福祉避難所の開設・運営、保険手続等）
	C	○災害が発生してから1週間以内に行う。 緊急性はS、A、Bに劣るが、被災者の生活支援・安定のための心のケアのため、体制が整い次第、可能な限り早く実施すべき業務（災害時緊急貸付、相談援助全般、寄付金・物品の受付等）
休止業務	D	○災害が発生してから1週間以上経過するがいずれ実施する業務 被災後の事態が収束するまで中断しても大きな影響が生じない業務（未病サロン、各種講座、研修等）

（５）外部からの支援の受入体制の構築

被災状況によっては、いわゆる機能不全に陥り、三浦市並びに当法人だけでは、あらゆる面において災害対応が難しくなることも想定される。

その際には「神奈川県・市町村社会福祉協議会における災害支援に関する協定」に基づき災害ボランティアセンターへの応援職員の受け入れや支援物資の調達や運搬支援を受けるものとする。また、全国社会福祉協議会は、被災地の社協への支援を行うために、国内を6つのブロックに分け、都道府県社協との連携により、被災地エリアごとに支援をおこなう社協と「災害時の相互支援に関する協定」を締結している。当法人の所属は、関東甲信越静岡

ロックである。よって、当該協定に基づいて人的支援や物理的支援を受けることも想定される。

※なお、近年は、協定の有無に関わらず、被災地社協へ直接応援職員を派遣する社協もあるが、令和4年2月現在、個別に提携を結んでいる市区町村社協はない。

災対本部立ち上げに関する班の編成

災害対策本部は4つの班で編成し、それぞれが下表に掲げる役割を担う。

総務班	福祉避難所準備班	災害ボランティアセンター準備班	利用者支援班
会長/副会長 常務理事 事務局長 総務課	参事 共生サービス課	地域福祉課	相談支援課 未病課 事業課

災害対策本部は、初動業務において収集した情報をもとに、災害の程度により対応する必要があると判断した場合は、緊急対策会議を開催し、次の事項について協議する。但し、災害規模により参集人数も時間も一定でないため、人命を優先して内容も限定したり、順序を変更することもあり得る。

- (1) 職員による家族の安否確認結果及び被害情報の共有
- (2) 三浦市との協議結果の共有
- (3) 災害ボランティアによる支援の必要性の検討
- (4) 各関係機関の支援体制の確認と要請
- (5) 職員の勤務体制の検討
- (6) 災害復旧支援体制の確認と体制の段階的移行準備と各担当者の再配置確認
- (7) 通常業務の継続、休止の判断

災害発生後の情報収集の結果に基づき、次の要件を踏まえ判断する。

- ・通常業務のニーズがあるか。
- ・通常業務を行う職員を参集できるか。
- ・施設や機材が利用できるか。
- ・二次災害等はないか。

- (8) 関係団体への被害状況の確認を指示

市社協の関係機関（構成組織団体など）についての被害状況の調査を総務班に指示する。

- (9) 住民等への情報発信

通常業務等から災害復旧支援体制の移行について、地域住民への周知を行い、災害時での適切なサービスを実施する。

自宅の安全確保、家族の安否確認などを行い、必要な場合は近隣住民の支援を行う。平素は近隣住民に社協職員としての災害時の役割について理解が得られるよう努める。

3 動員指示及び参集

命令権者（事務局長、参事、総務課長の順、または第 1 到着者）が参集基準により可能な連絡体制で動員指示。指示がなくても自主的に参集。参集場所は原則として法人の勤務施設（気象庁、国土交通省、三浦市、神奈川県の情報をよく確認すること）。

（1）連絡方法

通常は緊急連絡網を使用しておこなうが、できない場合はブログ、SNS（グループ LINE 等）、緊急伝言ダイヤルなどを使用する。

（2）連絡内容

動員指示、各施設状況収集、職員安否確認、参集可否等

（3）参集判断フローチャート

参集はフローチャートによる。可能な手段で安全なルートを使う。参集後は所属長に報告し、指示あるまでは参集場所で待機。平時からその方法、ルート、所要時間を測っておくなどの対応を図っておく。

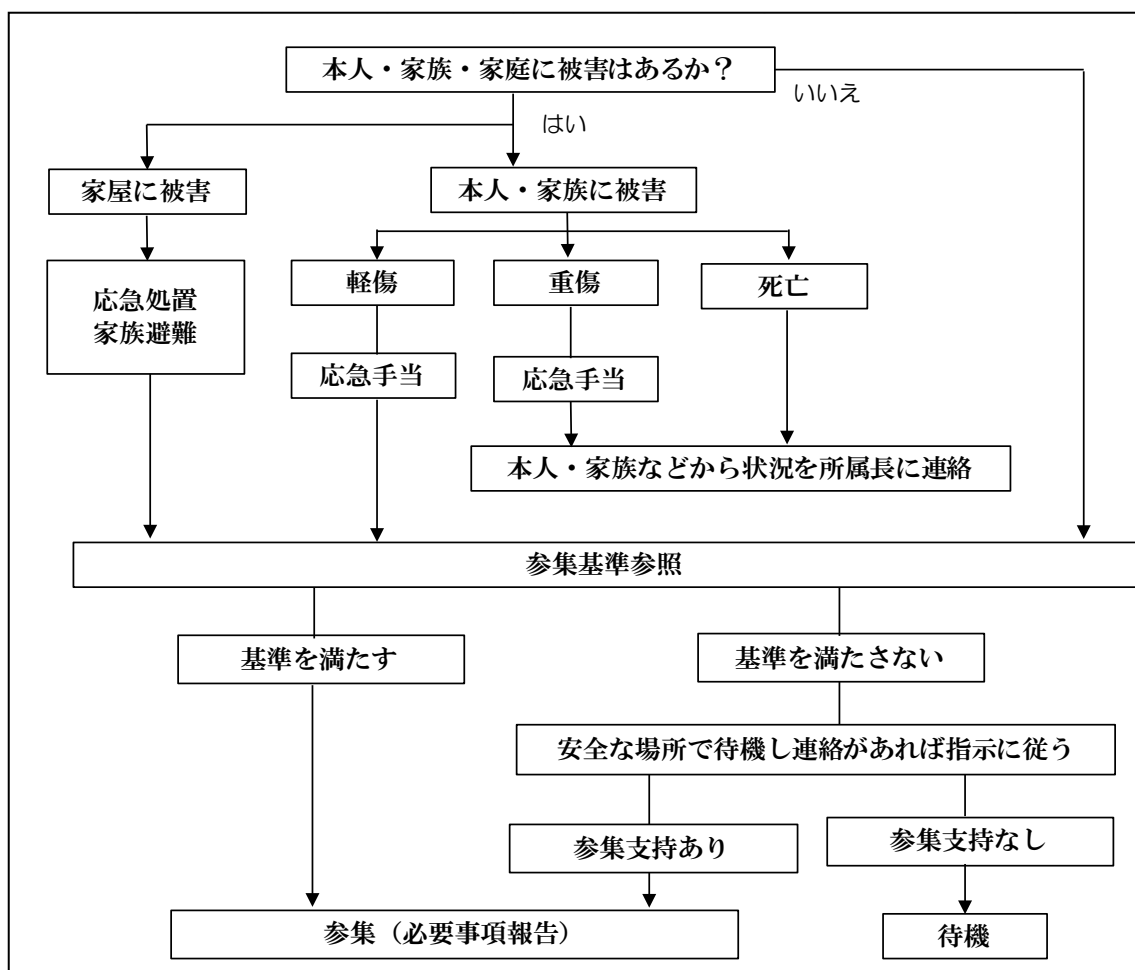
（4）持参物

タオル、着替え、携帯電話、充電器、ノートパソコン、文具、ラジオ、懐中電灯、乾電池、飲料水、食糧など。

【動員指示または参集基準】

警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
地震	震度 4 未満	震度 4	震度 5 弱以上	震度 6 弱以上
動員発信者	事務局長、事務局次長、総務企画課長の順、または第 1 到着者			
参集者	常 務 理 事 が 情 報を収集し、必要 と判断したら動員	常務理事が情報 を収集し、必要と 判断したら動員 （施設責任者は 施設対応後）	参集判断フローチャートにより、指定の 場所に参集（施設責任者は施設対応 後）	
会長/副会長 常務 事務局長 参事				
課長以上				
正規職員 再雇用職員 技能労務職員 （常勤）				
技能労務職員 （パート）	自宅待機			

【参集判断フローチャート】



業務の優先度

災害発生時の優先業務は、被災状況により異なる。被災下において、求められている事業を見極め、各事業の継続、停止、再開の仕分けをおこなう。被災後における業務の優先度を決める際の判断基準は以下のとおりとする。

	優先度	業務中断期間による影響の程度
最優先業務	S	安全確保後、直ちに取掛かなければ、職員、利用者、活動者、関係者の生命・財産に関わる業務 例) 安否・所在確認、二次被害防止措置、救命活動、法人後見事業、地域福祉権利擁護事業など
非常時優先業務	A	直ちに再開しなければ、災害対策本部の活動及び災害V Cの運営支援などに重大な影響が及ぶ業務 例) インフラの復旧、情報収集・発信、
	B	災害対策部業務と並行して、社協組織及び区民生活の復旧のために実施すべき業務 例) 災害以外のボランティアコーディネート、保険手続きなど

	C	緊急性はS、A、Bに劣るが、被災者の生活支援・安定のため、心のケアのためなど、体制が整い次第、可能な限り早く実施すべき業務 例) 災害時緊急貸付、相談援助全般、寄付金・物品の受付など
休止業務	D	被災後の事態が収束するまで中断しても大きな影響が生じない業務 例) 各種講座、研修など

総務班の業務

(1) 職員への安否確認

LINEなどで得られた全職員の安否確認をおこない、参集の可否を調査、今後実働できる職員を把握する。一定時間連絡のない職員は電話等を利用して確認する。

(2) 情報の整理、報告

各課の情報を得て、施設などや物品が稼働できるかどうかを調査して、意思決定・情報収集班に報告する。

(3) 住民や各関係機関からの問い合わせ窓口開設

災害発生時は、住民から様々な問合せが集中する。災害時のニーズに応えるため、相談窓口を開設し、ニーズについて分類などをおこない、対応できるかどうか判断する。対応できない場合は他の機関に依頼する。

(4) 緊急対策会議の事務

今後の市社協の動向を決定付けるための関係機関、各課、職員などから得た情報を提供する。正確性を期するために、可能であれば掲示も含め文書により報告する。

(5) 勤務シフト作成

稼働可能な職員については災害復旧体制において、再配置を計画する。それと同時に災害時における特別な勤務シフトを作成する。健康を害するような状態やそれが長期にわたる可能性もあるため、健康管理には充分考慮した勤務体制にする。

(6) 各係機関への支援要請（三浦市、神奈川県社協、神奈川県共同募金会など）

各協力支援を福祉避難所準備班、利用者支援班援護班を通じて市へ、また、資金調達の支援が必要な場合は神奈川県共同募金会へ要請をおこなう。一方で災害ボランティアセンターは、ボランティアコーディネーター等の人的支援に関しては直接要請する。

(7) 他機関からの支援受入準備

他機関からの資金的な支援が予想されるため、ウェブサイトなどに掲載することにより周知し、支援先に指定口座を知らせて早急に対応できるようにする。物品の支援については、保管場所の確保など、受入態勢を整える。また支援受入の広報もおこなう。なお、当法人では義援金の直接的な受入はおこなわないものとする。日本赤十字社神奈川県支部や神奈川県共募で取り扱いを旨とし、直接受付けた場合もどちらの組織に募金するかを確認して受

領し、領収書を発行して振込をおこなう。

(8) 各種資材の調達と調整

それぞれの班において不足する物品で用意できないもの等を調整して支給する。また、災害ボランティアセンター開設に向けて、担当に対して資機材の確保の支援をおこなう。

(9) 人材の調整

緊急対策会議で検討された災害復旧支援体制の構築に向けて、業務の優先順位により人材の調整をおこなう。調整については、災害の規模に応じて編成する。激甚災害の場合、被災者ができるだけ早く元の日常生活に戻ることができるよう、法人全体で被災者支援に取り組むという意思決定（共通認識）をおこない常勤職員だけでなく、「未病課」や「事業課」、「共生サービス課」の非常勤職員を含めて役割分担してくことが望ましい。ただし、福祉避難所・災害ボランティアセンター以外の通常業務（介護保険事業の継続・再開等）や、通常業務と福祉避難所・災害ボランティアセンターとの連携などについて、十分な検討が必要である。被災者ニーズの把握については、「相談支援」「福祉サービス」部門の職員が担うことが望ましいとされている。

また、福祉避難所・災害ボランティアセンターの運営は、想定外の業務であり、臨機応変な対応（判断）が求められることから、過去経験者の配置など、通常の事務分掌とは異なる配置とすることも考慮しなければならない。

(10) 災害復旧支援体制へ移行を宣言

関係機関から紹介された利用者の災害についての相談やニーズに関して、必要なサービスを提供するために、各関係機関等に災害復旧支援体制の移行を伝える。また、ウェブサイトなどで広報をおこなう。

福祉避難所準備班の業務

福祉避難所設置運営計画参照。災害における相談、情報提供も併せておこなう。三浦市の要請を受け避難所開設支援、福祉避難所準備・開設をおこなう。

備蓄品について、配布対象者の計算方法はその施設の収容人数ではなく、瞬間最大利用者（または平均利用者）数で計算する。

例) 上部高齢者福祉センターの備蓄量 飲料水(1日分)]

収容人数●人分、瞬間最大利用者数●人分

●人×3ℓ（1人当たり1日分）＝●ℓ

●ℓ÷2ℓ(ペットボトル1本)＝●本

●本÷6本（1箱）＝●箱

段ボール●箱分の備蓄スペースが必要

【想定される備蓄品】

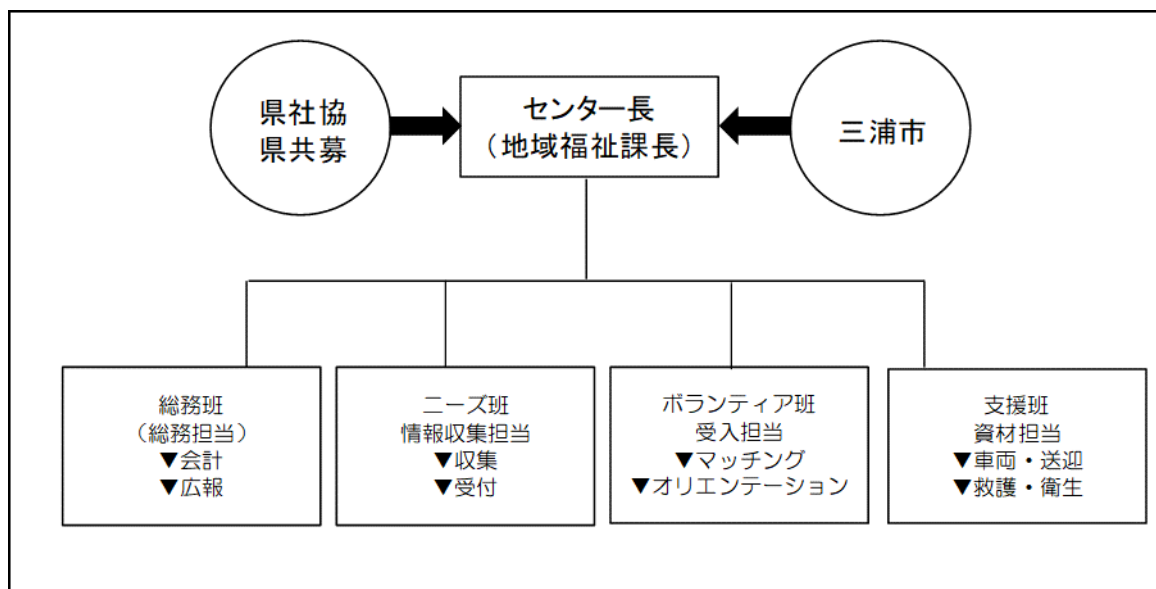
食糧等（米、非常食、飲料水、なべ、茶碗・箸、カセットコンロ）
医薬品等（医薬品、血圧計・体温計等、アルコール消毒、マスク）
情報機器（ラジオ、メガホン、携帯電話、無線機）
照明（懐中電灯、ローソク、携行用発電機、電池）
暖房資材等（石油ストーブ、灯油、携帯カイロ、新聞紙）
移送用具（車いす、乳母車、リアカー、おんぶ紐、担架）
作業機材（スコップ、ツルハシ、合板、のこぎり、釘、軍手、長靴）
避難用具（地図、テント、ビニールシート、毛布、ゴザ、ヘルメット、ロープ、タオル、ビニール袋、下着、簡易トイレ）

災害ボランティアセンター準備班

災害ボランティアセンター設置運営計画参照。

（１）緊急対応期

緊急対応期とは、大規模な災害が発生し、災害ボランティアによる復旧・復興支援をおこなうため、災害ボランティアセンターの設置の必要性について判断をおこなう期間のことをいう。



（２）開設準備期の業務

開設準備期とは、災害ボランティアセンター設置決定から、開設までの準備期間のことをいう。

総務班	福祉避難所準備班 災害ボランティア センター準備班 利用者支援班
●災害ボラセン設置の通知 ●設置期間、場所決定 ●市援護班、市情報伝達班の派遣 ●ボラ募集範囲の検討 ●協力要請 ●情報の収集 ●整理 ●災害派遣等従事車両証明書等準備 ●広報 ●資金調達 ●電話回線の確保依頼 ●資機材の調達	●レイアウトの設定 ●設置期間、場所決定 ●ボラ募集範囲の検討

利用者支援班の業務

事業所単位災害時行動計画参照。

担当職員の再配置を検討し、災害時復旧体制において緊急対応方針に基づきサービス提供をおこなうとともに福祉サービス業務に備える。

災害時における優先事業

激甚災害時優先事業実施計画参照。

なお、通常業務のうち優先する業務の順位は下表も用いて各課で制作し総務課で管理する。

事業・業務内容	要員	継続方針 (優先順位)					備考
		S	A	B	C	D	

おわりに

災害発生時は時間経過と共に必要な防災対応は変化していくため、その都度、的確な対応しなくてはならない。

実際の災害発生時には想定外の事態に陥ることが多々あるだろう。そうした状況の中でも可能な限りの的確に対応するためにあらかじめ防災対応をフェーズに区分しておくことが重要となる。

したがってこの基本計画に沿って各関連計画は、次の各フェーズに基づく必要がある。災害発生時におけるフェーズとは、初動対応から復旧期までの期間を段階別に分類したもので、フェーズ別に防災対応を定めことが肝要とされている。

【フェーズ 1】初動期（72 時間以内）

【フェーズ 2】応急期（2 週間以内）

【フェーズ 3】復旧期（2 週間以降）

身を守るための瞬時の判断に知識と経験値が求められることは言うまでもない。知識については、意識や学習によって身につけることが可能であろう。一方、経験値を上げることとはそう簡単ではない。しかし、経験値を上げる方法がないわけではない。日頃からの防災訓練は、自身の体を動かすシミュレーション行為となるので理解度も上がるし、改善へのフィードバックもおこなえる。そのことを全職員が肝に銘じる必要がある。